

## パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和2年(2020年)8月3日

案 件 の 名 称	箕面船場駅前地区地区計画の変更及び高度利用地区(船場団地業務地区)の変更について
パブリックコメント手続実施の目的	都市計画の決定に関する案を作成するにあたり、素案・たたき台の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
パブリックコメントの対象となる資料	箕面船場駅前地区地区計画の変更(素案たたき台) 高度利用地区(船場団地業務地区)の変更(素案)
参 考 資 料	箕面船場駅前地区地区計画の変更及び高度利用地区(船場団地業務地区)の変更について
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ (アドレス <a href="http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba_ekimae/public_comment.html">http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba_ekimae/public_comment.html</a> ) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策室(箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3)行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)西南・中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター (6)萱野南図書館 (7)総合保健福祉センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(7)は、施設の開館日、開館時間
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)8月3日から令和2年(2020年)9月1日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策室、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、西南・中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター、萱野図書館、総合保健福祉センター) (2)郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策室) (3)ファクシミリによる送付(FAX 072-722-2466) (4)電子メールによる送付(Email: machi@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)に該当するかたにあつては、名称及び所在地、(6)に該当するかたにあつては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間:ご意見に対する市の考え方について、令和2年(2020年)10月頃を予定
備 考	—